

地方公共団体情報システム標準化基本方針【1.0版】（案）について

- 標準化法第5条に基づき、標準化の意義及び目標、標準化基準の策定に関する基本的な事項等について、地方公共団体情報システム標準化基本方針（以下「基本方針」という。）を定めようとするもの。
 - 基本方針【0.8版】の全国意見照会結果等も踏まえ、基本方針【1.0版】（案）を作成。
 - 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化のスケジュールについて、以下の通りとし、地方公共団体等への意見照会を実施。
-
- 地方公共団体の基幹業務システムが、**2025年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行**を目指すこととし、国はそのために必要な支援を積極的に行う。
 - **2025年度末までに、基幹業務システムをデータ要件の標準に適合させる**こととし、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの円滑なデータ移行を行うことを可能な状態とする。
 - **2025年度末までに上記の取組を行うことで、**国又は地方公共団体は、新たに地方公共団体の基幹業務システムのデータを活用した施策を講じるに当たり、標準化されたデータの取り込みに対応したアプリケーションを、あらかじめガバメントクラウド上に構築することで、従来、時間と費用の両面から大きなコストが生じていた基幹業務システムからのデータの取り込みを円滑に行うことが可能となり、**迅速な国民向けサービスの開始に寄与**する。
 - **基本方針の決定後、デジタル庁は総務省とともに、全地方公共団体の移行スケジュール及び移行に当たっての課題を把握し、その解決に地方公共団体と協力して取り組むこととする。**

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
標準準拠システムへの移行 (地方自治体)	先行事業 (標準準拠していないシステム)		移行支援期間 (2025年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指し、国はそのために必要な支援を積極的実施)		

地方公共団体からの意見（基本方針【0.8版】）

○意見の総数 865件

番号	項目	意見	件数
1	移行期間	移行期間について、令和7年度までの移行は困難であり、緩和をすべき。	66
2	運用経費	運用経費等の3割削減は困難、ガバメントクラウド以外のクラウド環境も補助金の対象とすべき、その他補助対象の拡大や補助額の増額をすべき。	107
3	独自施策システム	独自施策システムの疎結合化はコストが大きい。	28
4	標準の定め方	団体数だけでなく人口規模も加重して標準を定めるべき。	31
5	標準仕様書	法令改正を含め、今後の改訂を適切に行うべき、標準オプション機能が実装されるか不安／なるべく実装すべきではない、その他標準仕様書の精査を行うべき。	86
6	データ要件	データ要件・連携要件について、円滑な連携や移行等に配慮してほしい。	83
7	共通機能	標準準拠システム以外のシステムでも利用できるようにしてほしい。	46
8	ガバメントクラウド	ガバメントクラウド利用基準の明確化、リフトできる密接関連システムの詳細化、ガバメントクラウド以外のクラウド環境の判断基準をより詳細化してほしい、リフト→シフトを認めてほしい、利用料は国負担を、接続料は国負担を。	94
9	適合性確認	適合性確認は国が実施すべき。	123
10	意見聴取の方法	地方自治体等の関係者の意見を丁寧に聞くべき。	41
11	地域ベンダへの影響	地域ベンダが排除されるのではないか。	4
12	その他	標準仕様書のエクセル化をしてほしい、用語集が必要、PMOツールによる進捗管理が負担にならないように運用すべき。	156
合計			865

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に関する文書

1. 地方公共団体情報システム標準化基本方針（標準化法第5条）※全国意見照会を実施

2. 機能標準化基準（標準化法第6条）に関連するもの

※ 20業務（住民基本台帳、戸籍、戸籍の附票、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、印鑑登録、選挙人名簿管理、子ども・子育て支援、就学、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理）の標準仕様書

3. 共通標準化基準（標準化法第7条）に関連するもの

（1）地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書（標準化法第5条第2項第3号イ）

- ① 総論
- ② データ要件の標準（基本データリスト、共用データリスト）
- ③ 連携要件の標準（機能別連携仕様、API規定事項一覧）

（2）地方公共団体情報システム非機能要件の標準（標準化法第5条第2項第3号ロ・二）

（3）地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（標準化法第5条第2項第3号ロ関連）

（4）地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準（標準化法第5条第2項第3号ハ）

（5）地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書（標準化法第5条第2項第3号ニ）

※ 5機能（申請管理機能、庁内データ連携機能、住登外者宛名番号管理機能、団体内統合宛名機能、EUC機能）

- ①機能要件 ②項目定義書 ③API連携仕様書 ④ファイル連携仕様書

4. 地方公共団体情報システム標準化基本方針（標準化法第5条）に基づくもの

- ・標準仕様書間の横並び調整方針
- ・地方公共団体の基幹業務システムの標準仕様書についてのバージョン管理方針

基本方針策定の経緯と今後のスケジュール

令和4年

1月17日～6月15日 通常国会

2月25日～3月25日 地方公共団体との意見交換（対象：全指定都市を含む54団体）

3月8日～3月28日 ベンダヒアリング（対象：自社開発している19ベンダ）

4月19日 基本方針【0.8版】（案という位置づけ）提示

＜1ヶ月間意見募集＞

5月20日 意見募集〆切

自治体から質問・意見の総数 2,046件（内訳：意見865件、質問1,171件）

6月～7月 ベンダへのアンケート調査・ベンダヒアリング（対象：自社開発している10ベンダ）

→ 基本方針【1.0版】案の策定

8月下旬 基本方針【1.0版】案等について、全国意見照会・各省協議を実施

9月中旬 自治体向け説明会の開催

9月下旬 法定協議（関係行政機関の長、地方三団体等）

9月下旬 関係府省会議

9月下旬 閣議決定